

くらしの情報 Information

年金

◆学生納付特例制度の申請

町では、平成18年度の『学生納付特例制度申請』の受付を開始しています。

20歳になると、学生でも国民年金に加入することが義務付けられています。学生本人の前年所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料が後払いできる『学生納付特例制度』を利用できます。

申請して承認されると、申請した月の前月分から3月分までの保険料の納付が猶予され、障害や死亡といった不慮の事態が起こった場合、障害・遺族の各基礎年金が支給されます。

なお、この制度は毎年度申請が必要ですので、忘れずに申請しましょう。

○手続きに必要なもの

・学生証の写しまたは在学証明書（平成18年4月以降に発行されたもの）
・印鑑

※一般（学生納付特例以外）

の平成18年度分（平成18年7月～平成19年6月まで）の免除申請の受付は、7月以降です。

○問い合わせ先

町民課町民係

☎1111内線2125

◆年金の併給

（併せて受給）開始

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年4月から65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになりました。

なお、併給を申請される場合は『年金受給選択申出書』を提出する必要があります。詳しくは左記へお問い合わせください。

○問い合わせ先

川内社会保険事務所

☎5276

◆お得意な『前納制度』

国民年金保険料を、納付期限がくる前に納付書でまとめて納めると割引が受けられる『前納制度』があります。

4月中に1年分をまとめて納めると2,950円、半年分をまとめて納めると680円の割引が受けられます。

4月中に1年分または半年分を納めるときは、「納付案内書」に入っている専用の納付書を使ってください。

『前納』は、納め忘れもなく、しかもお得です。ぜひご利用ください。

○問い合わせ先

町民課町民係

☎1111内線2125

国民年金保険料額改正

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げられ、月額13,860円となります。

これは、年金を支える力と給付のバランスをとるためのものです。

お知らせ

◆4月は『学・遠』保険証の手続きを！

国民健康保険に加入している方で、就学などにより一時的に町を離れる場合は、申請すると特別に『学・遠』という保険証の交付が受けられます。また、現在『学・遠』保険証をお持ちの方で、継続される場合は更新手続きを、卒業などにより保険証を返還する場合は4月中に本庁・各総合支所町民係で手続きをしてください。

※更新手続きをしなければ、

8月の保険証切替え時に公民会交付ができません。

○新規手続きに必要なもの
在学証明書又は在園証明書（4月1日以降の証明分）、

印鑑、世帯の保険証

○更新手続きに必要なもの
在学証明書又は在園証明書（4月1日以降の証明分）、

印鑑

○返還手続きに必要なもの
『学・遠』保険証、印鑑、世帯の保険証

○問い合わせ先

健康増進課保険係

☎1111内線2141

今月の納税

国民健康保険税 第1期
介護保険料 第1期
軽自動車税 全期
納期限 5月1日

※納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

◆軽自動車税の減免

4月は、軽自動車税の納期ですが、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者福祉手帳及び療育手帳のいずれかの交付を受けている方や身障者用構造改造車の所有者は、一定要件を満たす場合に限り、申請によって当該年度における軽自動車税の減免を受けることができます。

減免申請は、納付書と一緒に身障者手帳等・運転免許証・車検証・印鑑を持って、4月24日（月）までに左記へお越しください。

○申請場所・問い合わせ先

本庁税務課町民税係

☎1111内線2112

・各総合支所税務係